

愛・地球博記念公園西口休憩所における飲食物販コーナー実施要項

1 趣旨

愛知県において、愛・地球博記念公園内（以下、「当公園」という。）に、スタジオジブリ作品の世界観を表現するジブリパークが整備されました。

このジブリパーク開園により、多くの来場者が訪れており、愛知県の魅力を日本全国はじめ世界中に発信する絶好の機会となります。

当公園においては、飲食や土産物等を販売する施設が少なく、来場者の利便性向上、公園内の賑わいを創出する観点からも、飲食物販コーナー（以下、「本コーナー」という。）が必要となっています。そこで、愛知県商工会連合会（以下、「本連合会」という。）が本コーナーを県内商工会地域の事業者に貸し出すにあたり、必要事項をここに定めます。

2 施設概要

(1)所在地 愛知県長久手市茨ヶ廻間乙1533-1

愛・地球博記念公園西口休憩所の一部

(2)面積 本コーナー 約8㎡

（間口 約2.4m×奥行 約3.3m）

バックヤード 約5㎡

(3)その他 コンセント3か所

バックヤードに手洗い台1台あり

※換気扇なし、ダブルシンクではないため、本コーナーでの調理行為は難しいと思われます。瀬戸保健所と調整が必要となります。

3 出店の要件

本コーナーに出店することができる者は、原則、商工会地区内の会員事業者（以下、「事業者」という。）とします。

4 販売できる品目

本コーナーに出品できるものは、次の要件の全てを満たす飲食物や特産品等とします。

①商工会地域の資源・技術を活用したものであること。

②出店する事業者等が自己又は自己の名をもって生産・販売するものであること。

③説明文等に誇大又は虚偽の記載がないものであること。

④各種法令、条例等に違反しないものであること。

⑤危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのないものであること。

⑥公序良俗に反しないものであること。

⑦見本展示のみの対応は不可。

5 出店期間

令和6年5月1日（水）～令和6年10月31日（木）までとし、希望者は週単位で出店できるものとします。

1週は原則水曜日から月曜日までとなります。

週のうち数日間（例えば土日）のみの出店は認めませんので、必ず毎日出店してください。

6 休園日・営業時間

当公園及びジブリパークの休園日は、毎週火曜日となります。但し、火曜日が祝日の場合は、翌平日となります。

当公園の営業時間は、4月～10月が8：00～19：00となります。

本コーナーの営業時間は、9：00～17：00となります。

7 出店者用駐車場

搬出入のため、事業者に対し2枚の駐車許可証をお渡しします。搬出入の経路、方法、駐車場所等については後日、お知らせいたします。

8 原状復帰

出店期間が終了したときは、事業者は自らの費用で速やかに原状復帰してください。

9 費用負担

(1) 営業料

出店期間中の税抜き売上合計金額に5%の営業料率を乗じ、その金額の消費税・地方消費税額を足した金額を事業者あて請求し、本連合会から公園管理者に納入します。

(2) 施設利用料

1週当たり3,000円（消費税込み）とします。

本連合会より出店事業者あて、営業料とともに請求します。

(3) その他の費用

ア 光熱水料

光熱水料は、上記施設利用料に含めるものとします。

イ 設備費用

設備の設置、維持、管理に関する費用は、全て事業者の負担とします。

ウ その他の費用

出店期間終了に係る原状復帰費用は、全て事業者の負担とします。

10 出店に関する条件

(1) 出店方法

出店は、事業者の直営によることとします。

(2) 設備等

営業に必要な備品、設備等については、事業者が各自で設置してください。

但し、備品として、平台2台（W1500×D750×H870）を無料にてお貸しすることができます。

(3) 営業に伴う関係法令上の手続

営業に伴い、関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て事業者の責任において行ってください。

(4) 清掃等

本コーナーの周り、バックヤードの清掃については、事業者が行い、常に清潔を保ってください。

(5) 愛知県及び本連合会から紹介のあった商品の取扱い

愛知県及び本連合会から他事業者の商品の取扱いについて紹介する場合があります。期間限定でも良いので、販売にご協力ください。

(6) 防犯対策

貴重品は必ず毎日お持ち帰りください。お帰りになる際は、バックヤードに必ずカギをかけてください。

(7) のぼり旗等の設置

西口休憩所の周りにのぼり旗を設置することは可能です。希望があるときは、事前に本連合会にご連絡ください。

(8) 売上報告

事業者は、出店終了後1週間以内に、本連合会が指定する様式にて売上を報告してください。

なお、本連合会は、事業者から提出された売上実績について、愛知県等から求められた場合に提供することがあります。外部への公表は一切行いません。

11 出店許可に係る条件

(1) 許可の取消し

事業者が本要項に定める事項、愛知県、公園管理者、本連合会の指示する事項を遵守しない場合は、当該許可を取り消すことがあります。

(2) 損害賠償

事業者が本コーナー使用にあたり、本連合会または第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害を賠償していただきます。本連合会に一切請求することができません。

12 その他の条件

ここに記載されていない事項については、愛知県、公園管理者、本連合会で調整したのち、事業者と話し合いを行うものとします。